

(表面)

(日本産業規格A列4番)

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は住所 (法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)

	氏 名	住 所
変更前		
変更後		

2 年蜜蜂飼育計画

	飼育の場所	飼育予定 最大計画 蜂 群 数	飼育の期間	蜜蜂の 種類	備考
変更前			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
変更後			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

注意 飼育の場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報 (字、地番若しくは番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度) を記入してください。なお、地図の添付等でも可とします。

(裏面)

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。